



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成28年 6 月28日火曜日 第2785号外 1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例.....（人事課職員厚生室）..... 2

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 3

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 5

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....38

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....39

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例.....（保健福祉課）.....40

旅館業法施行条例の一部を改正する条例.....（薬務衛生課）.....40

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....41

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....44

### 条 例

#### ○愛媛県条例第36号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>附 則</b>		<b>附 則</b>	
（他の法令による給付との調整）		（他の法令による給付との調整）	
<p><b>第 5 条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p><b>第 5 条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償年金	省略	傷病補償年金	省略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
	0.88		0.86
	省略		省略

省略	
----	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が同条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

省略	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
省略	

省略	
----	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が同条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

省略	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
省略	

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例附則第5条の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、新条例の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

○愛媛県条例第37号

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例

愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退隠料の処分停止）</p> <p><b>第37条</b> 退隠料及び増加退隠料は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月まで、これを停止する。</p> <p>（扶助料の停止）</p> <p><b>第57条</b> 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで扶助料を停止する。ただ</p>	<p>（退隠料の処分停止）</p> <p><b>第37条</b> 退隠料及び増加退隠料は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けなくなつた月まで停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、これを停止しない。その言い渡しを</p> <p>取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けなくなつた月まで、これを停止する。</p> <p>（扶助料の停止）</p> <p><b>第57条</b> 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終り、又はその執行を受けなくなつた月まで扶助料を停止する。ただ</p>

し、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月まで、これを停止する。

2 省略

し、刑の\_\_\_\_\_執行猶予の言い渡しを受けたときは、これを停止しない。その言い渡しを  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けなくなつた\_\_\_\_\_月まで、これを停止する。

2 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p><b>第4条</b> 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者が</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p><b>第4条</b> 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者が</p>

らの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

**第8条** 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

**第11条** 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

らの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

**第8条** 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に365,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

**第11条** 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例に

よる。

○愛媛県条例第39号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 賦課徴収</p> <p>第 1 節 普通税</p> <p>第 1 款～第 5 款 省略</p> <p>第 6 款 <u>ゴルフ場利用税（第21条 第38条）</u></p> <p>第 7 款 省略</p> <p>第 8 款 <u>自動車税</u></p> <p>第 1 目 <u>通則（第42条・第42条の2）</u></p> <p>第 2 目 <u>環境性能割（第42条の3 第42条の6）</u></p> <p>第 3 目 <u>種別割（第43条 第47条）</u></p> <p>第 9 款～第11款 省略</p> <p>第 2 節 省略</p> <p>第 3 章～第 5 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p><b>第 3 条</b> 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>（納税地）</p> <p><b>第 4 条</b> 県税の納税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>自動車税 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）で定めるものを含む。）のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの（以下自動車税について「自動車」という。）の主たる定置場の所在地</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2 知事は、<u>自動車税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第8号</u>の規定にかかわらず、別に</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 賦課徴収</p> <p>第 1 節 普通税</p> <p>第 1 款～第 5 款 省略</p> <p>第 6 款 <u>ゴルフ場利用税（第21条 第33条の4）</u></p> <p>第 7 款 <u>自動車取得税（第34条 第38条）</u></p> <p>第 7 款の2 省略</p> <p>第 8 款 <u>自動車税（第42条 第47条）</u></p> <p>第 9 款～第11款 省略</p> <p>第 2 節 省略</p> <p>第 3 章～第 5 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p><b>第 3 条</b> 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>省略</p> <p><u>自動車取得税</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>（納税地）</p> <p><b>第 4 条</b> 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>自動車税 自動車</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の主たる定置場の所在地</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 知事は、<u>自動車取得税又は自動車税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第7号又は第9号の規定にかかわらず、別に</u></p>

納税地を定めることができる。

( 県民税の税率 )

**第13条 省略**

2・3 省略

4 県民税の法人税割の税率は、100分の1とする。

5～8 省略

( 寄附金税額控除 )

**第14条の2** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令

第7条の17各号に規定するもの

(3) 省略

2 省略

第34条から第38条まで 削除

納税地を定めることができる。

( 県民税の税率 )

**第13条 省略**

2・3 省略

4 県民税の法人税割の税率は、100分の3.2とする。

5～8 省略

( 寄附金税額控除 )

**第14条の2** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第7条の17各号に規定するもの

(3) 省略

2 省略

**第7款 自動車取得税**

( 自動車取得税の納税義務者等 )

**第34条** 自動車取得税は、自動車(法第113条第1項の自動車をいう。以下自動車取得税について同じ。)の取得に対し、自動車の取得価額(法第118条第2項の規定により取得価額とみなされる額を含む。以下同じ。)を課税標準として、当該自動車の取得者に課する。

2 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を自動車の取得(法第113条第1項の自動車の取得をいう。以下この款及び第76条の3において同じ。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

4 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動

車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第2項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

5 法施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の税率）

**第35条** 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の申告納付の期限）

**第36条** 自動車を取得した者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に定める時又は日までとする。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

（自動車取得税の納付の方法）

**第37条** 自動車取得税の納税義務者は、申告に係る自動車取得税額を納付する場合（税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙をはることに代えて、自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

（自動車取得税の減免）

**第38条** 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1) 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失した場合における当該自動車の取得

(2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）の

## 第7款 省略

## 第8款 自動車税

## 第1目 通則

(自動車税の納税義務者等)

第42条 自動車税は、自動車に対し、法第156条に規定する通常の取得価額を課税標準として当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税の種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税の種別割を課する。

(自動車税のみならず課税)

第42条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この款及び第76条の3において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の令で定める自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この款及び第74条第2項において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を

ために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車(営業用を除く。)に係る当該身体障害者等の取得(当該身体障害者が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で必要と認められたもの

(4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(営業用に限る。)の取得で必要と認められたもの

(5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車の取得で必要と認められたもの

(6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得(次号の規定の適用を受けるものを除く。)で必要と認められたもの

(7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車(身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。)の取得(第5号の規定の適用を受けるものを除く。)で必要と認められたもの

(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得で必要と認められたもの

## 第7款の2 省略

## 第8款 自動車税

(自動車税の納税義務者等)

第42条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第3条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に課する。

2 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

3 自動車の所有者が法第146条第1項の規定によつて自動車税を課することができない者である場合においては、第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税を課する。



自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。

## 第2目 環境性能割

(自動車税の環境性能割の税率)

**第42条の3** 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この項及び次項において「車両総重量」という。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、次項及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第2号ウ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(ウ)	平成32年度以降	平成22年度以降
第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）		以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（自動車税の環境性能割の申告納付の期限）

**第42条の4** 自動車の取得者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までとする。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第74条第2項において「移転登録」という。）を受けなければならない自動車 当該移転登録を受けなければならない日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

（自動車税の環境性能割の納付の方法）

**第42条の5** 自動車税の環境性能割の納税義務者は、申告に係る環境性能割額を納付する場合（税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に県が発行する証紙を貼つてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙を貼ることに代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

（自動車税の環境性能割の減免）

**第42条の6** 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により、自動車税の環境性能割を減免することができる。

- (1) その取得後2月以内に天災その他の災害により滅失した自動車
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車
- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（営業用のものを除く。）のうち、当該身体障害者等（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者を含む。）が取得したもので必要と認められたもの
- (4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）で必要と認められたもの
- (5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車が必要と認められたもの
- (6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（次号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限り、第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車が必要

と認めたもの

### 第3目 種別割

(自動車税の種別割の税率)

**第43条** 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) バス(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。)

営業用

一般乗合用バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第46条の2第1項第3号において同じ。)

省略

省略

(4)・(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前項第2号に定める額に、当該トラックの営業用又は自家用の別及び総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3 省略

(自動車税の種別割の賦課期日)

**第44条** 自動車税の種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の種別割の納期)

**第45条** 自動車税の種別割の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税の種別割の賦課期日後に納税義務が発生したものに係る自動車税の種別割で普通徴収の方法によつて徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税の種別割の非課税)

**第46条** 次に掲げる自動車に対しては、自動車税の種別割を課さない。

(1)~(4) 省略

(自動車税の種別割の減免)

**第46条の2** 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税の種別割を減免することができる。

(1)~(3) 省略

2 知事は、自動車税の種別割の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する自動車(修理等のため、展示することができないものを除く。)

であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税の種別割については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税の種別割の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税の種別割の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第177条の10第2項の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税の種別割に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税の種別割について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税の種別割について納期限内に納付してい

(自動車税 \_\_\_\_\_ の税率)

**第43条** 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し \_\_\_\_\_、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) バス(三輪の小型自動車であるものを除く \_\_\_\_\_。)

営業用

一般乗合用 \_\_\_\_\_ (道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする \_\_\_\_\_。)

省略

省略

(4)・(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるもの \_\_\_\_\_ の税率は、前項第2号に掲げる額に当該自動車の \_\_\_\_\_ 総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3 省略

(自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日)

**第44条** 自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税 \_\_\_\_\_ の納期)

**第45条** 自動車税 \_\_\_\_\_ の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日後に納税義務が発生したものに係る自動車税 \_\_\_\_\_ で普通徴収の方法によつて徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税 \_\_\_\_\_ の非課税)

**第46条** 次の各号に掲げる自動車に対しては、自動車税 \_\_\_\_\_ を課さない。

(1)~(4) 省略

(自動車税 \_\_\_\_\_ の減免)

**第46条の2** 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税 \_\_\_\_\_ を減免することができる。

(1)~(3) 省略

2 知事は、自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する(ただし、修理等のために展示できない場合は、この限りでない。)自動車であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税 \_\_\_\_\_ については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税 \_\_\_\_\_ の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税 \_\_\_\_\_ の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第150条第2項 \_\_\_\_\_ の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税 \_\_\_\_\_ に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税 \_\_\_\_\_ について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税 \_\_\_\_\_ について納期限内に納付してい

ないものがある者

(2)・(3) 省略

- 3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなつたものに対して課する自動車税の種別割（当該自動車を運行の用に供することができなくなつた日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税の種別割に限る。）については、当該自動車の修理に要する費用の額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）が当該自動車税の種別割の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税の種別割の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

（自動車税の種別割の徴収の方法）

**第47条** 自動車税の種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 新規登録 \_\_\_\_\_ の申請があつた自動車について法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、 \_\_\_\_\_ 賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

- 3 自動車税の種別割の納税者は、前項の規定により \_\_\_\_\_ 証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税の種別割については、法第177条の13第1項の規定により提出する申告書に県が発行する証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押なつを受けることにより証紙に代えることができる。

（納税管理人の申告等）

**第66条** 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

ないものがある者

(2)・(3) 省略

- 3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなつたものに対して課する自動車税 \_\_\_\_\_（当該自動車を運行の用に供することができなくなつた日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税 \_\_\_\_\_ に限る。）については、当該自動車の修理に要する費用の額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）が当該自動車税 \_\_\_\_\_ の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税 \_\_\_\_\_ の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

（自動車税 \_\_\_\_\_ の徴収の方法）

**第47条** 自動車税 \_\_\_\_\_ の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があつた自動車について法第150条第1項 \_\_\_\_\_ の規定により課する自動車税 \_\_\_\_\_ の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

- 3 自動車税 \_\_\_\_\_ の納税者は、前項の規定によつて証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税 \_\_\_\_\_ については、法第152条第1項の規定によつて提出する申告書に県が発行する証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押なつを受けることにより証紙に代えることができる。

（納税管理人の申告等）

**第66条** 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税 \_\_\_\_\_、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税 \_\_\_\_\_、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(自動車税の種別割の賦課徴収に関する申告又は報告義務)

**第74条** 法第177条の13第1項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第146条第3項の使用者となつた場合又は同項の使用者でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税の種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第177条の13第1項に規定する申告書(次項において「申告書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をしたときは、この限りでない。

3 自動車税の種別割の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告)

**第76条の2** 法第164条第2項の規定により自動車税の環境性能割の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足りる書類を添付して、法第160条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車税の環境性能割の免税点以下である場合においては、法第160条第2項に規定する報告書を第42条の4各号に掲げる自動車の\_\_\_\_区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第42条の6第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第42条の4に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第

(自動車税\_\_\_\_の賦課徴収に関する申告又は報告義務)

**第74条** 法第152条第1項の条例の\_\_\_\_定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第145条第3項の使用者となつた場合又は同項の使用者でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税\_\_\_\_の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第152条第1項\_\_\_\_に規定する申告書(次項において「申告書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に\_\_\_\_道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録\_\_\_\_の申請をしたときは、この限りでない。

3 自動車税\_\_\_\_の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車取得税\_\_\_\_の徴収猶予の申告)

**第76条の2** 法第125条第2項の規定により自動車取得税\_\_\_\_の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名(名称)、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足りる書類を添付して、法第122条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車取得税\_\_\_\_の免税点以下である場合においては、法第122条第2項に規定する報告書を第36条各号\_\_\_\_に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第38条第3号\_\_\_\_若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第36条\_\_\_\_に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第



123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(3)・(4) 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税の種別割を納付済みである場合においては、その納付先及び納付年月日

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第160条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金(同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、同項第3号中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令

123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税\_\_\_\_\_の年度及び税額

(3)・(4) 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税\_\_\_\_\_の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税を納付済\_\_\_\_\_である場合においては、その納付先及び納付年月日

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第122条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)

\_\_\_\_\_附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金(同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、同項第2号中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令

\_\_\_\_\_、同項第3号中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令

附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

( 県民税の法人税割の税率の特例 )

**第17条** 昭和50年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

( 中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税 )

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの( 保険業法に規定する相互会社を除く。 )、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

( 法人の事業税の税率の特例 )

**第19条** 省略

第22条及び第22条の2 削除

附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

( 県民税の法人税割の税率の特例 )

**第17条** 昭和50年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。

( 中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税 )

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの( 保険業法に規定する相互会社を除く。 )、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

( 法人の事業税の税率の特例 )

**第19条** 省略

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

**第22条** 削除

( 自動車取得税の非課税 )

**第22条の2** 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

- (1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線であること。
- (2) 平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であること。
- (3) 知事が地域住民の生活に必要と認めた路線であること。

( 自動車取得税の税率の特例 )

**第22条の2の2** 営業用の自動車( 軽自動車( 道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。 ) )を除く。 )及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第35条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び第4項において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- 3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の

9 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率

率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわら

(軽油引取税の課税免除の特例)

**第22条の4 省略**

2 法附則第12条の2の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3、第41条の7及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第7号 本文	省略	
第4条第1項第7号 ただし書	省略	
省略		

**第22条の7 省略**

(自動車税の環境性能割の非課税)

**第22条の8 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第42条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。**

- (1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線であること。
- (2) 平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であること。
- (3) 知事が地域住民の生活に必要と認めた路線であること。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

**第22条の9 営業用の自動車に対する第42条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。**

第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第23条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則で定めるものをいう。

ず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

- (1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(軽油引取税の課税免除の特例)

**第22条の4 省略**

2 法附則第12条の2の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3、第41条の7及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第8号 本文	省略	
第4条第1項第8号 ただし書	省略	
省略		

**第22条の7 省略**

(自動車税 \_\_\_\_\_ の税率の特例)

**第23条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則で定めるものをいう。



同項第2号において同じ。) 、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものをいう。 )、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物と同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものをいう。 )及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びに第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の3第1項第2号に規定する軽油自動車(次項第5号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号の表営業用の項	省略	
第1項第1号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表営業用の項	省略	
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第1項第2号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第1項第3号の表自家用の項	省略	
第1項第4号の表	省略	
第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第1項第5号の表その他の項	省略	
第2項の表営業用の項	省略	
第2項の表自家用の項	省略	

以下この条において同じ。) 、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものをいう。次項において同じ。) 、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物と同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものをいう。 )同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第43条第1項第1号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第1号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第43条第1項第3号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第4号の表	省略	
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第43条第1項第5号の表その他の項	省略	
第43条第2項の表営業用の項	省略	
第43条第2項の表自家用の項	省略	

2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料と

して用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	16,600円
	7,500円	8,200円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円

	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	22,600円
	10,200円	11,200円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第43条第1項第4号の表	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	22,600円
	7,600円	8,300円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	12,100円
	4,200円	4,600円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	10,600円
	13,200円	14,500円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円

	8,000円	8,800円
--	--------	--------

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び同項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第43条第1項第1号の表家用の項	29,500円	15,000円

	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円

	64,000円	32,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第43条第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
88,800円	44,500円	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	6,000円
	8,500円	6,500円
	9,500円	7,500円

		13,800円	10,500円
		15,700円	12,000円
		17,900円	13,500円
		20,500円	15,500円
		23,600円	18,000円
		27,200円	20,500円
		40,700円	31,000円
	第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	22,500円
		34,500円	26,000円
		39,500円	30,000円
		45,000円	34,000円
		51,000円	38,500円
		58,000円	43,500円
		66,500円	50,000円
		76,500円	57,500円
		88,000円	66,000円
		111,000円	83,500円
	第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	5,000円
		9,000円	7,000円
		12,000円	9,000円
		15,000円	11,500円
		18,500円	14,000円
		22,000円	16,500円
		25,500円	19,500円
		29,500円	22,500円
		4,700円	3,500円
	第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	11,500円
		7,500円	6,000円
	第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	6,000円
		11,500円	9,000円
		16,000円	12,000円
		20,500円	15,500円
		25,500円	19,500円
		30,000円	22,500円
		35,000円	26,500円
		40,500円	30,500円
		6,300円	4,700円
	第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	15,500円
		10,200円	8,000円
	第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	9,000円
		14,500円	11,000円
		17,500円	13,500円
		20,000円	15,000円
		22,500円	17,000円

	25,500円	19,500円
	29,000円	22,000円
第43条第1項第3号の表営業用その 他の項	26,500円	20,000円
	32,000円	24,000円
	38,000円	28,500円
	44,000円	33,000円
	50,500円	38,000円
	57,000円	43,000円
	64,000円	48,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	25,000円
	41,000円	31,000円
	49,000円	37,000円
	57,000円	43,000円
	65,500円	49,500円
	74,000円	55,500円
	83,000円	62,500円
第43条第1項第4号の表	4,500円	3,500円
	6,000円	4,500円
第43条第1項第5号の表キャンピ ング車の項	23,600円	18,000円
	27,600円	21,000円
	31,600円	24,000円
	36,000円	27,000円
	40,800円	31,000円
	46,400円	35,000円
	53,200円	40,000円
	61,200円	46,000円
	70,400円	53,000円
	88,800円	67,000円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	15,500円
	7,600円	6,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車 の項	11,000円	8,500円
	4,200円	3,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	7,500円
	13,200円	10,000円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	2,800円
	4,700円	3,500円
	6,300円	5,000円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	4,000円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割

5 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成



\_\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（第42条の3第1項第1号イに規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた同号ア(7)に規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令\_\_\_\_\_で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）
- (4) 第42条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号ア(7)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(7)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (5) 軽油自動車のうち、第42条の3第1項第2号ア(7)に規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号の表営業用の項	省略	
第1項第1号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表営業用の項	省略	
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第1項第2号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第1項第3号の表営業用一般乗合用バスの項	省略	
第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第1項第3号の表自家用の項	省略	
第1項第4号の表	省略	
第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第1項第5号の表壺きゆう車の項	省略	
第1項第5号の表その他の項	省略	
第2項の表営業用の項	省略	

28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第1号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第43条第1項第3号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第4号の表	省略	
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第43条第1項第5号の表壺きゆう車の項	省略	
第43条第1項第5号の表その他の項	省略	
第43条第2項の表営業用の項	省略	

第 2 項の表自家用の項	省略	
--------------	----	--

第43条第 2 項の表自家用の項	省略	
------------------	----	--

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第42条の3第1項第1号イ(ウ)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第 1 項第 1 号の表自家用の項	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第 1 項第 2 号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第 1 項第 2 号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第 1 項第 2 号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円

	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第1項第3号の表営業用一般乗合用バスの項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円

	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第13条第4項並びに附則第17条及び第18条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第19条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する

自動車税の環境性能割について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正)

8 愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p><b>第4条</b> 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車とその設立の日から1年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入</p> <hr/> <p>(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)がされたときは、当該自動車 に対する自動車税の環境性能割を課税しない。</p> <p>2 特定非営利活動法人が所有する自動車(特定非営利活動法人が使用する自動車でこの項の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第42条第3項の規定により自動車税の種別割が課されるべきものを含む。)でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの(収益事業の用に供するものを除く。)に対しては、自動車税の種別割を課税しない。</p> <p>(申告)</p> <p><b>第5条</b> この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税又は自動車税 に関する申告期限(普通徴収の方法によって徴収される自動車税の種別割にあっては、納期限前7日)までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p><b>第4条</b> 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車とその設立の日から1年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入若しくは道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)がされたときは、当該自動車の取得に対する自動車取得税 を課税しない。</p> <p>(自動車税の課税免除)</p> <p><b>第5条</b> 特定非営利活動法人が所有する自動車(特定非営利活動法人が使用する自動車でこの条の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第42条第3項の規定により自動車税が課されるべきものを含む。)でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの(収益事業の用に供するものを除く。)に対しては、自動車税を課税しない。</p> <p>(申告)</p> <p><b>第6条</b> この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税、自動車税又は自動車取得税 に関する申告期限(普通徴収の方法によって徴収される自動車税  にあっては、納期限前7日)までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 省略</p>

(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(愛媛県資源循環促進税条例の一部改正)

11 愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録による保存等の承認)</p> <p><b>第23条</b> 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。</p> <p>(納税地等)</p> <p><b>第25条</b> 資源循環促進税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第2号中「<u>狩猟税</u>」とあるのは「<u>狩猟税</u> 資源循環」と、県税条例第4条第1項中「<u>(11) 狩猟税</u> 狩猟者の登録の申請地」とあるのは「<u>(11) 狩猟税</u> 狩猟者の登録の申請地」とあるのは「<u>(12) 資源循環促進税</u> 最終処分場の所在地」と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)」とする。</p>	<p>(電磁的記録による保存等の承認)</p> <p><b>第23条</b> 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第6項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。</p> <p>(納税地等)</p> <p><b>第25条</b> 資源循環促進税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第2号中「<u>狩猟税</u>」とあるのは「<u>狩猟税</u> 資源循環」と、県税条例第4条第1項中「<u>(12) 狩猟税</u> 狩猟者の登録の申請地」とあるのは「<u>(12) 狩猟税</u> 狩猟者の登録の申請地」とあるのは「<u>(13) 資源循環促進税</u> 最終処分場の所在地」と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)」とする。</p>

(愛媛県核燃料税条例の一部改正)

- 12 愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税地等)</p> <p><b>第13条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「<u>固定資産税</u>」とあるのは「<u>固定資産税</u> 核燃料税」と、県税条例第4条第1項中「<u>(10) 固定資産税</u> 償却資産の所在地」とあるのは「<u>(10) 固定資産税</u> 償却資産の所在地」とあるのは「<u>(10)の2</u> 核燃料税 発電用原子炉の所在地」と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)」とする。</p>	<p>(納税地等)</p> <p><b>第13条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「<u>固定資産税</u>」とあるのは「<u>固定資産税</u> 核燃料税」と、県税条例第4条第1項中「<u>(11) 固定資産税</u> 償却資産の所在地」とあるのは「<u>(11) 固定資産税</u> 償却資産の所在地」とあるのは「<u>(11)の2</u> 核燃料税 発電用原子炉の所在地」と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)」とする。</p>

○愛媛県条例第40号

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例(平成20年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が<u>平成</u></p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が<u>平成</u></p>

29年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

28年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は</p>

事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県民生委員定数条例（平成26年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>民生委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東 温 市</td> <td>67人</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市 町	定 数	省略		東 温 市	67人	省略		<p>民生委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東 温 市</td> <td><u>66人</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市 町	定 数	省略		東 温 市	<u>66人</u>	省略	
市 町	定 数																
省略																	
東 温 市	67人																
省略																	
市 町	定 数																
省略																	
東 温 市	<u>66人</u>																
省略																	

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第43号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（営業施設の衛生措置の基準）</p> <p><b>第4条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p><b>第1</b> 客室に関する措置</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 定員の設定は、次に掲げる旅館業の区分に応じ、それぞれ次で定める基準により計算した数を超えないようにするとともに、客室ごとに室名又は番号及び定員数を表示すること。ただし、知事が必要と認める場合は、ホテル営業及び旅</p>	<p>（営業施設の衛生措置の基準）</p> <p><b>第4条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p><b>第1</b> 客室に関する措置</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 定員の設定は、次の基準により客室、名称及び定員を表示すること。</p> <p>(1) ホテル営業及び旅館営業にあつては、洋室は4.5平方メートル、和室は3.3平方メートルにつき1人の計算とする</p>



館営業の洋室にあつては床面積（床の間、押し入れその他知事が定める設備等の各部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）3.0平方メートルにつき1人、ホテル営業及び旅館営業の和室にあつては床面積2.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業及び下宿営業にあつては床面積1.8平方メートルにつき1人として計算した数を超えない範囲内で人を宿泊させることができる。

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 洋室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業 法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人、10人以上とする場合にあつては次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

ア 寝台を有しない場合 床面積2.5平方メートルにつき1人

イ 寝台（階層式寝台を除く。）を有する場合 床面積3.0平方メートルにつき1人

ウ 階層式寝台を有する場合 床面積4.5平方メートルにつき2人

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、1日1回以上清掃すること。

5～9 省略

第3～第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2 省略

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては第1項第1号の規定に、客室の採光にあつては前項第2号の規定に適合することとする。

4・5 省略

こと。

(2) 簡易宿所営業及び下宿営業にあつては、1.8平方メートルにつき1人の計算とすること。

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、1日2回以上清掃すること。

5～9 省略

第3～第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2 省略

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおり

とする。

(1) 客室の換気については第1項第1号の規定に、客室の採光については前項第2号の規定に適合すること。

(2) 便所は、宿泊者専用のものを設けること。

4・5 省略

附 則

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて簡易宿所営業若しくは下宿営業を営んでいる者又は簡易宿所営業若しくは下宿営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設の客室の定員については、改正後の旅館業法施行条例第4条の表第1の項第9号の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

○愛媛県条例第44号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(職員資格に関する特例)</p> <p>2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表1(1)本文の規定により必要となる教育及び保育に従事する職員の数が1人となる場合には、当分の間、同表1(1)並びに2(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、同表1(1)の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。)又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。</p> <p>3 別表2(1)及び(4)本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4 別表2(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表2(1)、(2)及び(4)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表1(1)の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p><b>附 則</b></p> <p>— この条例は、公布の日から施行する。</p>		
附則第3項	別表2(1)及び(4)本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者			
附則第4項	別表2(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者			
附則第5項	別表2(1)、(2)及び(4)の規	知事が幼稚園の教員			

定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
---------------------------------------	--------------------------------------

別表（第3条関係）

認定こども園の設備及び運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員資格
  - (1) 省略
  - (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状 \_\_\_\_\_ 又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
  - (3)~(5) 省略
- 3~7 省略

別表（第3条関係）

認定こども園の設備及び運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員資格
  - (1) 省略
  - (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
  - (3)~(5) 省略
- 3~7 省略

（愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の職員の配置については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条第2項から第4項まで及び附則第8項から第11項までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 省略</p> <p>（職員の数等に係る特例）</p> <p>8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第2項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項本文の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p> <p>9 第6条第2項本文の職員については、当分の間、同項本文の規定にかかわらず、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に應じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第2項本文の職員については、当分の間、同項本文の規定にかかわらず、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に應じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の職員の配置については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条第2項から第4項まで _____ の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 省略</p>

内で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定により第6条第2項本文の職員を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに当該知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p><b>第54条</b> 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 学校教育法による幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p><b>第60条</b> 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 学校教育法による小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>(10) 省略</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p> <p><b>第102条</b> 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法による小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p> <p>(5) 省略</p>	<p>（職員）</p> <p><b>第54条</b> 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 学校教育法による幼稚園、小学校、中学校_____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p><b>第60条</b> 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 学校教育法による小学校、中学校_____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>(10) 省略</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p> <p><b>第102条</b> 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法による小学校、中学校_____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p> <p>(5) 省略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。